

2022 年度事業報告

I. 情勢

昨年 2 月にロシアがウクライナに侵攻し 1 年が経過した。未だに終戦に向かう動きは見られず混沌とした状況が続いている。また、国内ではこの機に乗じて憲法改正に向けて大きく舵を取り始めている。今後の国の動向は極めて重要である。

コロナウイルスに関しては、感染拡大により保健所や医療機関の脆弱な体制も浮き彫りとなった。また、応益負担や報酬の日払い方式、低い単価という福祉全体としての脆弱さが追い打ちをかけている。さらに急激な物価高騰は、お年寄りや障害のある人の生活や事業所の経営も圧迫しており、生きにくい社会が形成されたことも大きな課題となっている。自助と自己責任論のもとでは、命と人権を守ることは困難であるため、所得保障や家族依存からの脱却などの課題を根底にすえて、運動を進めていかねばならない。

昨年 8 月に、障害者権利条約の初の日本審査が行われ、政府に対しての総括所見が示された。国連権利委員会からは日本の障害者施策や障害のある人を取り巻く環境に関して、多くの点で懸念事項が指摘されている。国際的にも劣っている人権意識の問題は、国内で起こっている「生活保護法裁判」や「旧優生保護法国賠違憲訴訟」にも通ずる内容であるため、障害のある人に関わる法律・制度を権利条約が示している水準に引き上げていくことが必要である。

介護保険分野では、要介護 1 と 2 の高齢者に対する訪問介護、通所介護サービスを、現行の介護給付から市町村の「総合事業」の枠組みへと移管する構想が明示された。この構想は、2024 年度の介護保険制度の見直しに向けて財務省が具体的に求めてきた内容である。各地での支援に地域格差が生じることや、国が示す人員配置基準の引き下げと同様の影響が懸念される。厚労省は 2040 年には医療・福祉分野で 1070 万人の就業者が必要になると見込まれる半面、確保できるのは 974 万人にとどまり、約 100 万人の人材不足に陥ると推計している。このような課題がある中、年々「福祉」から「ビジネス」という志向も高まっており、私たちが求めている一人一人の願いの実現や生活の豊かさなどからは遠ざかるばかりである。今こそ今後の福祉はどうあるべきか問う時期にきている。

II. 新型コロナウイルス対策

定期的な抗原検査（福岡市配布）や検温、手指や共有部分の消毒など、感染拡大防止対策と発熱等に関する早期対応に各所で取り組んだが、オミクロン株の感染力は非常に強く、法人内の事業所でも常に感染者が報告される状況が続いた。12 月にはかきはらホームでクラスターが発生した。最終的な感染者は 62 名まで確認されたが、労働・生活職員が連携し

て支援体制をとり、夜勤やハイリスクな仲間対応も行いながら危機的状況を乗り切ることができた。通所でも感染者発生時には、休所等の緊急対応を行いながら GH 支援も含めて職員の出勤調整等で必要な対応を行った。感染者に対応した職員への危険手当等も活用された。

また、新型コロナウイルスに関する対策等の方針を「法人コロナ対策会議」で確認し法人内の各事業所で周知徹底できたことは、仲間やお年寄り、家族、職員にとって法人に対する信頼に繋がった。

Ⅲ. 仲間やお年寄りの権利擁護

「虐待防止」や「権利擁護」については、各事業所の職員会議等で法人本部が作成した虐待防止に関する DVD を視聴し、学習を進めた。また、法人の新人研修において月刊きょうされんTOMO『いま精神科の病棟では』の読み合わせを行い学習した。

仲間やお年寄りの「権利擁護」については、実践の基盤となるため、繰り返し集团的に検証し学習を継続していく必要がある。

【障害者部門】

「虐待防止委員会」と「身体拘束適正化委員会」を設置し、一体的に運用している。2022年度においては、各事業所において虐待防止規程、拘束適正化指針の確認を行った。

【高齢者部門】

身体拘束について、各事業所の中で実践を振り返り検証を行った。更に「事故防止委員会・身体拘束廃止委員会」で情報を共有した。

Ⅳ. 本部・各事業所将来検討

法人運営を担う執行委員会に40代の職員が入り、月1回、活発な検討ができるようになった。

法人のあり方検討は2021年度に提案した「あり方検討会・提言・一次素案」をもとに、各課題の検討をすすめ、「第2次案」をまとめた。

まとめにあたっては、執行委員会の若手職員も検討会議に参加した。これからの法人組織や、あり方をめぐって、次の世代が運営していくうえで直面する課題が示され、政策の動向を見ながらも、事業を継続していく為に、財政や人材確保、組織運営等の課題に取り組む新しい組織づくりが求められている。福岡ひかり福祉会の理念を引き継ぎながら、事業継続をつないでいく為にも、法人のあり方検討の丁寧な論議を今後も求めたい。

V. 人権及び福祉課題の運動への参加

「強制不妊手術違憲国賠訴訟」については、福岡・熊本訴訟へ傍聴、10.25 全国集会、3.28 院内集会へ法人から延べ 97 名が参加している。4 月には天神地区で公正な判決を求める街頭署名活動で他団体と共に市内に問題を訴えてきた。

コロナウィルスの影響もあり、対外的な集会への参加は以前のように活発にはいかなかったが、各所で人権問題についての情勢は確認してきた。特に障害部門では「障害者の権利に関する条約」の国際審査が行われたため、改めて振り返るきっかけになった。

高齢部門では、お年寄りの家庭生活の中で身体拘束等ではないかという議論が挙がりケースに応じた実践の有り方を深めてきた。

VI. 財務状況の改善

財務状況は厳しく、人件費が運営を圧迫している状況は継続している。両部門ともに社会的な物価高騰による物価高騰対策支援金が補助されるも、現況では令和 4 年度のみ支援となっており、今後の見通しは不透明。また、コロナ感染クラスター関連の補助金においての増収入は職員へ支給した。

両分野の法人財政全般を見直す中で、今後の事業展開や人件費の見直しを含めた方向性を在り方検討会にて議論を重ね、課題を抽出した。

【高齢者部門】

高齢者部門においては、最低賃金改定による時給アップに伴い、処遇改善手当の支給率変更を実施した。来年度も引き続き、運営を圧迫している人件費の見直しについての議論を継続していく

VII. 職員の採用・定着・育成及び人事課題

2022 年度は複数の常勤職員を採用予定だったため、人事委員会のもとに対策チームをつくり取り組んだ。法人 HP に求人情報専用のページを作成したり、就職サイトを活用することで応募・面接人数は増えたが、採用希望数を確保するには至らなかった。少子高齢化がすすむなか、福祉分野に限らず業種全般において労働力不足が大きな課題で、この傾向は今後も続いていくことが予測される。年々と深刻さを増すなかでどのように対処していくか難しいが、引き続き検討チームを中心として具体策を講じていく必要性を感じている。

2022 年度は法人全体で 30 名の学生の実習生（障害者部門 11 名・高齢者部門 19 名）を受け入れた。実習をとおしてボランティア活動や職員採用につながっている傾向が顕著に表

れている。

SNS の活用を含めた広報の強化については、法人内で部門を越えて各事業所の取り組み状況や成功例など共有する場を持った。現在は各事業所で試行錯誤や工夫をしながら取り組んでいる。各事業所の取り組みや法人 HP の更なる充実などについては今後も意見交換をしてすすめていきたい。

研修や学習会においては対面方式での開催も多くなり、対面ならではの学びや気づき、交流の大切さを改めて感じる事ができた。「育成・研修」については法人のあり方検討において整理をして提言案を出した。育成や研修の充実は職員の働きがいにもつながるので、職員間での議論のもと具体化させていく。

人事課題は多岐にわたり、法人運営において重要なものである。世代交代をすすめつつ、目まぐるしく変化していく社会情勢のなかで、法人運営の舵取りを担っていく人材育成も急務となっている。採用や育成、人事異動などの人事計画を、法人の将来計画と合わせて策定していくことや、様々な人事課題について検討していく部署の強化が必要である。

VIII. 地域支援体制の強化検討

【障害部門】

地域で暮らす障がいのある人達は家族が生活を支えている。仲間の加齢とともに家族も高齢になっており生活支援は必要になっている。しかしコロナ感染拡大の中で、地域生活の支援は制限された一年であり、家族の負担はこれまで以上に厳しかった。

地域生活支援への期待は家族からも仲間からも寄せられており、各事業所で大きな課題になっている。2022年7月9日に開催した「明日につなぐフォーラム」では地域生活支援の充実に向けて各事業所の仲間の声や親の声を集めて報告をし「地域生活支援の拠点づくり」にむけて動き始めるきっかけを家族職員で確認した。

ひかり相談にはショートステイの相談やヘルパー事業所にはコロナ禍でも地域生活を支える担い手として要請があった。しかしショートステイの事業所探しやヘルパーの利用キャンセルなどの収益減など不安定な運営は続いている。障害部門では仲間の生活に欠かせない事業として、維持できるように運営補助を事業所越えておこなった。

【高齢者部門】

コロナ禍の中で、地域との交流はこれまでのようには活発に交流できなかった。しかし、通所の利用者は、地域で生活しており、関係者との連携は常に行ってきた。自宅での看取りの支援など今後も模索が続く。

よりあいの森ではコロナ禍でも地域に出かけたり家族にも会ったりというこれまでも大

切にした暮らしを守った。

また隣接する古民家を使って、障害者の家族の集まりや、地域の関係者の活動が始まっている。今後もいっしょに活動していきたい。

よりあいの森は地域の福祉避難所として発電機を配置することを決め、準備をはじめた。

IX. 自然災害等の危機管理体制の検討

今年度は両部門共に大きな自然災害は無かったが、通所事業所は雪や大雨、台風などで数日閉所になっている。年々、自然災害の被害が深刻化する中、地域の状況に応じて警戒を強めてきた。こうした観点をBCP（事業継続計画）に活かし準備を進めている。来年度で義務化までの3年間の経過措置を終えるため、各所本格的に計画取り掛かることになる。

高齢部門では、災害時の非常用自家発電機の「よりあいの森」設置補助金申請を行った。また、よりあいの森は開所から8年が経過し、デッキが雨風で腐敗し始めているため、補修の検討を開始した。

事業報告明細書

2022年度事業報告の内容を補足する重要な項目はありません。

2023 年度法人事業計画

I. 新型コロナウイルス対策

各事業所での新型コロナウイルスの感染拡大対策の徹底に取り組んだ。

2022 年末は、かしはらホームでクラスターが発生し仲間 38 名、職員 24 名の感染者数となったが、労働・生活職員が共に支援体制をとり、夜勤やハイリスクな仲間対応も行いながら危機的状況を乗り切ることができた。また、通所でも断続的に感染者が発生していたため、休所等の緊急対応を行いながら GH 支援も含めた職員の出勤調整など必要な対策を行ってきた。今年に入り全国的に感染者数が減少し、国のコロナ対策も見直されて 5 類へ移行した。障害部門では報酬算定等で『臨時的取り扱い』が終了するものが多く、感染に関する電話対応等についても終了したため感染が拡大した時の運営状況が懸念される。また、感染者数減少ではあってもウイルスは消滅していないため、ウイルスの変異も含めて今後も警戒しておく必要はある。また、国の方針や一般的な感染時対応と乖離した対策状況にならないように留意する。今年度も法人全体の「コロナ対策会議」を継続し、新たな国の方針の中で仲間やお年寄りの感染対策や、感染時の具体的支援対策等を確認しながら、法人全体で対応していく。当面、仲間やお年寄りのハイリスクな状況を踏まえ、感染時の在宅勤務扱いと感染者への直接対応（防護服着用）職員への危険手当も継続（8 月末まで）する。

II. 仲間やお年寄りの権利擁護

仲間やお年寄りの権利擁護については、実践の基礎となるものである。法人研修や各事業所の職員会議等で繰り返し学習を行っていく。

また、各事業所において日々の実践を集团的に検証し、虐待防止、身体拘束の廃止・適正化に努める。更に、障害者部門は「虐待防止委員会兼身体拘束適正化委員会」にて、高齢者部門は「事故防止委員会・身体拘束廃止委員会」にて対策を検討し、仲間やお年寄りの権利擁護と実践の質を低下させないように努めていく。

なお、高齢者部門においては、令和 6 年 4 月より「虐待防止検討委員会」の設置が義務となるため、設置に向け着手していく。

III. 本部・各事業所将来検討

2022 年度は「法人のあり方」に関して組織・職員の育成・人事・財政等の課題を整理し、提言案を作成した。提言内容を論議し、次世代が新しい役割を担い「法人のあり方」を一緒に具体化していきたい。

【障害部門】

2022 年度に各事業所の将来像を 5 か年計画としてだしあった。建物の改修や補修などの維持管理と仲間の暮らしや労働に必要な事業展開が示された。人材の確保難や、物価の高騰など予算の難しさなどそれぞれの困難はあるものの、仲間や家族の願いを大切にしたい将来計画をつくっていく。

特に地域で暮らす障害のある仲間たちの生活は家族の負担の上に成り立っている実態から、暮らしの場と地域生活支援拠点施設づくりを総合的に検討し、具体的な計画づくりをすすめており 2023 年度は「地域生活支援センター(仮称)をつくる会」発足に向けて始動する。

【高齢者部門】

高齢者部門では全体で課題を専門部会に分け、将来検討をすすめている。

財政については緊急に検討が必要な状況である。将来にむけて具体的な方向を論議する。

危機管理については、いつ災害が起きるかわからない昨今、よりあいの森は、地域の福祉避難所としても役割を求められており、緊急時用として大型発電機を設置する。

設置のための土地の整備をおこない、運用について検討する。

また、2022 年度に終わらなかったよりあいの森の外部デッキの修繕をおこなう。隣接する古民家での「喫茶ヨリーネ」は再開し、地域の居場所づくりを行っていく。古民家は地域で主体的に活動を行っているグループの方々と連携しながら、協働したい。地域のサロンの場として、また障害のある子どもの家族の活動拠点や城南区のケアマネージャーの学習会などいろんな地域の人たちの活動を支援し、繋がっていくことで地域の福祉課題や事業所の課題を共有し、将来に向けて広がりをつくっていききたい。

IV. 人権及び福祉課題の運動への参加

「強制不妊手術違憲国賠訴訟」は昨年大阪・東京高裁で勝訴し、今年に入り全ての地裁・高裁で勝訴判決が出されている。これらの判決を受けて、優生保護法問題の全面解決に向けて大きく動き出している。福岡地裁でも今年度判決を迎える予定にあり、関係事業所・障害者団体と共に傍聴支援や啓発運動の取り組みをより一層推し進める。強制不妊手術に関しては、北海道江差町のあすなろ福祉会で知的障害者のカップルに対して手術を強要していた事件にも通ずるため、虐待防止・身体拘束適正化委員会とタイアップしながら職員への周知を図る。

新型コロナウイルスが流行し 3 年が経過するが、国民の生活不安や感染者への人権侵害等、未だに大きな影響を与えている。また、生活保護法裁判や 65 歳問題等の社会保障に関連した課題についても一向に解決の糸口すら見えていない。情勢を正確に把握し、その時々々の運動への参加が求められる。

昨年度は「障害者の権利に関する条約」の国連による日本審査がおこなわれ、国内の障害者に対する法整備が国際水準に満たしていないことが指摘された。自治体レベルでは福岡市差別解消条例が施行されているが、まだまだ周知不十分な状況にある。引き続き、市民への周知を図り差別のない社会づくりに貢献する。

高齢部門においては、AI・ICT を活用し人員配置基準を 3 対 1 から 4 対 1 に引き下げようとする国の動きに対して、高齢福祉団体が集結し反対運動が起きている。働く職員の権利を守るためにもこの運動には注視する。

V. 財務状況の改善

障害者部門、高齢者部門における財務状況の厳しさは継続しており、電気、ガス、水道等の値上げと物価高騰が財務状況の悪化に拍車をかけている。また、執行委員会のもとに新たに財務委員会（財務状態の集約、分析、課題整理を行い法人全体の財務安定化に向けた方策を検討）の設置を検討しており、法人全体における財務管理をしていけるような仕組みを構築していく。

今後も両部門ともに年間の平均的な利用率を上げ、収入増に努めるとともに、外部からの寄付を受贈できるよう実践の積極的な発信を継続していく。コロナの状況を見ながら、運動や資金づくりも再活発化していくとともに、支出精査し支出の削減に努める。

【高齢者部門】

特に深刻度が増している高齢者部門においては、令和 5 年度より処遇改善加算の分配率の変更を実施し人件費の見直しを図る。

VI. 職員の採用・定着・育成及び人事課題

2022 年度は常勤採用において難航した。常勤採用については引き続き、対策チームでの検討と具体的な取り組みを継続、強化させていく。非常勤職員においては高齢化が顕著であり、今後は更なる学生の雇用や、外国人の雇用などについても検討課題になる。多様な職員が雇用されることを前提とした対応、対策の検討を行う。

採用においては他法人の取り組みを参考に、状況に応じて通年採用を行うなど、柔軟

かつ迅速な対応を行う。また、採用につながるものとして、引き続き SNS など広報の強化や積極的な実習生の受入を行っていく。内定辞退のケースも多くなっているため、入職前研修・見学などの充実についても検討したい。

人材育成においては、あり方検討での課題整理をうけて、方針の確定と一部具体化を行う。法人研修や総括研修は法人内での人材育成の柱と位置づけ、障害・高齢の分野を交えての学び合いや、事業所を越えての交流を行う。また、階層別研修に加えて、幹部育成研修の充実を図る。また 2023 年度より対象者を選定し、幹部候補者研修（法人基礎研修）を実施する。各事業所や法人の将来計画と合わせて、世代交代を見据えた人材育成、人事異動や研修などの計画づくりをすすめていく。

職員の確保、育成、世代交代など人事課題は深刻さを増している。今後の法人事業、運営を安定、発展させていくためにも、人事課題に対応し、解決していくことが求められる。民主的人事の遂行のためにも、現在の人事委員会を発展させた人事を管理する部署の設置にむけて動き出す。

VII. 地域支援体制の強化検討

地域のニーズや課題にむけて地域関係者と協働を模索する

【障害者部門】 GH、ヘルプ、ショート等の支援強化、地域生活支援センター(仮称)作りの検討

グループホーム、ヘルパー事業、特定相談、基幹相談支援センター等、地域生活を支える事業の運営は依然厳しいが、仲間の地域生活には欠かせないものになっている。

コロナ禍で通所事業所が閉所になったり、自宅待機を強いられ、地域で暮らしている仲間や家族の生活は不安な中であつた。仲間の願いや家族の声に耳を傾け、ショートステイやヘルパー事業の必要性に鑑み充実に向けた検討を続けていく。

また、2023 年度は『地域生活支援センター(仮称)をつくる会』を発足し、構想づくりについて各事業所職員、家族の会、関係者等で検討し具体化していく。

【高齢者部門】

よりあいの森に隣接する古民家は、地域住民が主体となって行われる地域サロンや発達障害や不登校の子どもたちや家族の居場所となっている。それぞれが主体的に活動運営を行い、よりあいも地域サロンの送迎や見守り活動、年末年始の緊急時の対応など、地域住民の方と一緒に支援を行っている。

宅老所よりあいも同様に茶話会への参加、送迎の手伝いなどを行いながら、地域の方々とつながっている。今後も継続して活動を支援する。

Ⅷ. 自然災害等の危機管理体制の検討

障害者部門も 2024 度から BCP（業務継続計画）の策定が義務化となるため、各所で自然災害等の緊急時に事後対応策とした計画を準備している。策定される計画は事業所関係者と地域住民が共有することで有事の被害をおさえられるため、日頃から地域との連携を深めるよう取り組む。緊急避難を想定し、仲間・お年寄りの住まい周辺のハザードマップの把握や生活状況の確認も必要となるため、各事業所で一人一人の防災情報をまとめるよう努める。

法人内では、よりあいの森が福祉避難所の指定を受けており、来年度は被災時を想定して非常用自家発電機の設置を予定している。